

飯塚市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 8 年 3 月 2 日に選挙人名簿に登録の結果、地方自治法第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条の規定に基づく直接請求を行う場合における有権者総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 8 年 3 月 2 日

飯塚市選挙管理委員会委員長 金子 慎 輔

1	50 分の 1 の数	2,057 人
2	3 分の 1 の数	34,283 人
3	6 分の 1 の数	17,142 人